

発 監 第 2 3 号  
平成23年1月19日

北 栄 町 長 様  
北 栄 町 議 会 議 長 様  
北栄町教育委員会教育長 様  
北栄町農業委員会会長 様

北栄町代表監査委員 前 田 茂 樹

北 栄 町 監 査 委 員 前 田 栄 治

平成22年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 平成22年11月18日（木）、19日（金）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

（1）平成21年度委託状況について

各課から状況調書、契約書（写）、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。（平成21年度委託業務実施調）

（2）平成21年度補助金状況について

各課から状況調書、実績報告書（写）、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。（平成21年度補助金状況調べ）

（3）平成21年度貸付状況について

各課から状況調書、契約書（写）、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。（平成21年度貸付金調書）

（4）平成21年度消耗品購入状況について（総務費・教育総務費のみ）

各課から状況調書、歳出予算差引簿を提出させ、担当課長等から聴取。（平成21年度消耗品購入状況調書）

## 4 監査意見

### (1) 委託事業について

#### ① 委託契約書について

- ・支払金額が 50 万円を超える業務で委託契約書が作成されていないものが見られた。財務規則に従って処理されたい。

また、50 万円未満のものについても定例的に実施する業務については、契約書の作成が望ましい。

#### ② 契約の変更について

- ・年度中途の業務変更があったにもかかわらず、当初の契約を変更していないものが見られた。(契約金額と支出額に差が生じる)

#### ③ 予防接種業務委託について

- ・中部医師会との委託契約中に、町からの委託料の支払は中部医師会となっているが、各医療機関へ直接支払われている。契約内容の変更が必要。

### (2) 補助事業について

#### ① 補助目的の明確化について

- ・補助事業は、公益上必要と認められる事業、活動等に対して行われるものであり、補助の対象となる事業、活動を明確にすることが必要である。

#### ② 検討を要する補助事業

##### ア：北栄町商工会街路灯組合補助金

補助の対象とする経費は会の運営費、電気料金、施設修繕費等となっているが、補助の目的が不明確である。

電気料金については、自治会の防犯等維持管理交付金との整理を行うこと。

##### イ：地産地消推進事業補助金

地元産の大豆・米を使って、学校給食用の味噌に加工し供給している。生産費と流通価格の差を補助（300 円/kg）しているが、材料の使用量が作付面積にすると 10 アール程度であり、町内生産量からみると極めて少量であること、又、需要量が限定されていることから、地産地消推進の意味が認められない。

##### ウ：学校教育研究協議会補助金

協議会の構成員はすべて町職員であること、又、目的が教育委員会業務の一部と考えられることから補助金としては適当でないと考える。

エ：部落解放同盟活動費補助金  
別途報告書のとおり

(3) 貸付金について

① 高額療養費資金貸付金

・平成 17 年度に貸付実行されたもので、平成 21 年度末で未納額が 2,467,000 円となっている。回収に努められたい。

② 同和地区福祉資金貸付金

・町は文化センターへ貸付業務を実質委任しているが、文化センターとの取り扱い契約がない。母子寡婦福祉資金との整合をとること。